

2016. 8. 27

うるわしの桜井をつくる会

芝村騒動

石井一好

(1) 芝村騒動の経過

芝村藩預りであった十市郡の葛本・新賀・膳夫・常盤・内膳・木原・石原田・下八釣・吉備九か村（いずれも幕府領）は、芝村藩の年かさむ重税に苦しみ、たびたび芝村役所に減免税方を懇願したが聞き入れられなかった。たまたま宝暦3年（1753年）多額の年貢割賦書をうけた村方一同は驚き、稲の刈入れもおこなわず、芝村役所に嘆願したが取りあげるところとならず、南都奉行所に出訴しても顧みられなかったので、ついに最後的手段として京都町奉行所へ御箱訴訟（箱訴）の挙にでることになった。

すなわち天神山（耳成山）に集合して各村の訴状下書を検討し、そのうち木原村庄屋太四郎のものが採用となって、一同はこれに捺印した。こうして常盤村彦市が首謀者となり、葛本村庄屋小左衛門、同百姓代弥右衛門、八条村（現田原本町）年寄与重郎、膳夫村庄屋三郎助などが中心となって宝暦3年5月にはじまり、7月・9月と三回も箱訴に及んだ。けれどもなんの手ごたえもなく、11月2日ついに各村々の総代が大挙して上洛、同月12日追訴、12月12日には三度箱訴に及んだ。

箱訴というのは、月に三度（2日、11日、21日）箱を出し、一般民衆が評定所の目安箱に投書して将軍に直訴することです。民衆の声を直接に聞き、幕政をひきしめようとした八代将軍吉宗の創案で、享保6年（1721年）に定め、翌年には京都町奉行所にも設けられた。

政務に関する心付けや役人の私曲など投書させるが、匿名や人をおとしいれる造言は厳禁、住所姓名は明記せねばならなかった。

九か村の農民たちは式下郡や葛下郡の天領預り所の農民からも支持され、前代未聞といわれる大騒動に発展しつつあった。九か村の農民たちは秋の収穫期になっても稲刈りせず、訴状では芝村藩の支配下にあると高免（こうめん）のため、百姓も潰れ、村は亡所になるより他にないのでその支配をはずしてほしいと願っている。箱訴は合法的であっても、稲刈りを拒否したり、徒党強訴の挙にでたことは幕府の掟に反することとして、京都町奉行所は江戸表に伝えた。

幕府は関係者を江戸に召しだすため芝村藩に取り調べを命じた。葛本・新賀・膳夫・常盤四か村の地方役人（庄屋、年寄、百姓代）は宝暦3年（1753年）12月22日芝村役所の取り調べをうけ、25日暮、23人（うち3人お供）は骨肉の別れを悲しみつつ郷里を立って芝村役所に集まり、26日早朝、藩役

人10人に付き添われ、大雪を踏んで江戸に向った。一行は翌宝暦4年正月7日7ツ時に江戸に着き、一たん芝村藩下屋敷（芝白金台）に引き取られ、やがて土器町紀伊国屋庄兵衛宿へ預けられ、所管役所である勘定奉行一色周防守のもとで厳重な吟味をうけた。

呼び出しは三度にわたり、翌宝暦4年3月には十市・式下・葛下三郡の村々からも参考人として農民が召喚され、その数は221人にのぼり、稲刈りもようやくこのころ済ますありさまであった。幕府の勘定奉行は「大変めぐまれた国である大和の百姓が困窮しているとすれば、それは質素なくらしをしていないからだ」として「芝村藩の年貢のとりかたにまったく問題はない」と述べるとともに、厳しい取り調べをおこない牢死者37人出すという惨状を呈した。その間、事件の終結まで1年8か月の歳月を費し、宝暦5年（1755年）8月7日に徒党強訴の罪で死罪1人（常盤村彦市）、遠島4人（新島2人・八丈島1人・三宅島1人）、追放32人の罪が決定した。しかし、その効があつてかその後、関係村落に対する課税は大いに減額せられたのであった。この罪状は徒党強訴の罪であるが、封建制下の苛政まことにいたましい限りであった。

（2）預所支配の問題

箱訴を行なった十市郡九か村（葛本・石原田・内膳・下八釣・常盤・膳夫・新賀・木原・吉備）惣百姓代の文書に次のようにある。

「私共村之儀、十七年以前已年より芝村御預所ニ奉入候、以来御年貢御取箇年々弥増ニ被仰付、長々之過年数を候得共、村之惣百姓必至相潰レ申候、尤一統御預所ニ奉成候より何れ之御預所様ニ茂御高免ニ被仰付候と及承候得共、別而芝村之御取箇各別御高免ニ被仰付候儀、則藤堂和泉守様御預所、私共村之隣在領続キ之村方有之ニ付、御取箇筋承及入候所、各別之儀有之、以之芝村之御取箇御高免ニて百姓難儀之訳御難キ奉申上候御事」

この九か村は、幕領(かつては本多政勝郡山藩)ではあるが、元文2年（1737年）より芝村藩の預所となった。同じ預所でも近在の津藩（藤堂藩）預所と比べて年々、取米が増強され難儀をしていると訴えている。

幕領の大名預地の復活も享保改革の一政策であり、その主意は、地方の不良役人を廃し、土地の状況を心得ている幕領近隣の諸藩領預りとし、徴税も、幕領より一般に高位にある私領の免相を勘案して行なうことを要請し、これにより地方支配の強化と増徴を計ることにあった。また、預る側の大名にとっても財政逼迫の折から年貢の3%を口米（手数料）として得られるなど収入源として大きな魅力のあるものであった。年貢が多いほど収入が増えるので、増徴にはげむことにもなる。

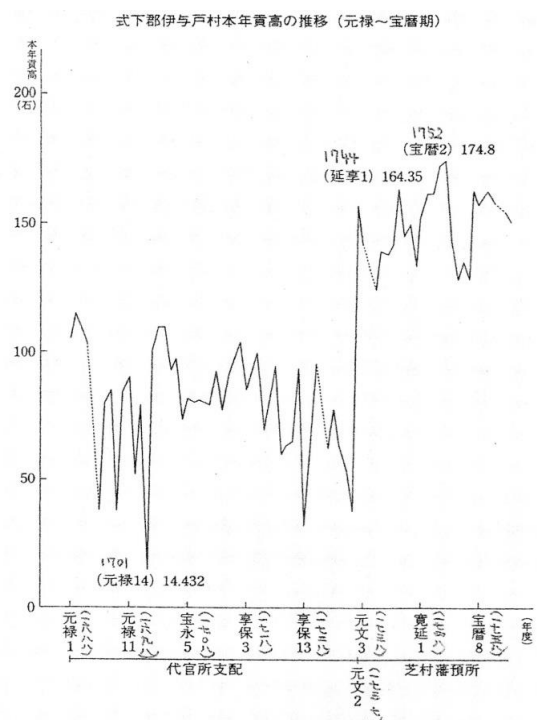
大和においては、20数万石の天領があり、元文以降芝村藩、津藩、高取藩、

郡山藩などに幕領が預けられた。所領高約一万石の芝村藩では、元文2年に七代輔宜(すけよし)大和・摂津両国で一万三千石を預けられたのをきっかけに次第に増加し、八代藩主長教(ながのり)の代には九万三千四百三十石余を預かっていた。延享2年(1745年)に藩庁の移動を行なった芝村藩では、こうした費用の捻出のためもあって年貢増徴にはげみ、その役人が幕府より賞されたほどであった。しかし芝村藩が行なった年貢増徴政策に対する村々の抵抗も激しく、預所支配をめぐる訴訟は、芝村藩に関わるものがことのほか多かった。芝村藩の預所支配は、一部が宝暦13年(1763年)清水御料地へ、一部が安永7年(1778年)幕府代官へ引渡され、さらに寛政6年(1794年)預村の村役人との間に銀子借用、謝礼金の授受があったことが発覚し処分を受けた際、残るすべての預り所も召し上げられた。その間実に50数年間の長きにわたっている。

この騒動に関して注目されるのは、①惣百姓の支持をえて村役人層がこれを主導したこと。②箱訴を執拗に行なうとともに、要求を認めてもらうために稲の刈取り拒否という手段を用いたこと(差出人の名前・住所を明記した願書を目安箱に入れるという行為そのものは違法ではなかったが、稲の刈取り拒否という手段を用いて箱訴をくり返し行なったこと)さらに徒党を組んで押しかけたことが罪に問われることになった。③幕府が年貢増徴を行なうに際して百姓たちを納得させるためにしばしば強調してきた有毛五公五民の定法を盾にして、芝村藩の過度の増徴に批判を加え、他藩(津藩)への預所の変更を要求したことである。



芝村騒動にかかわった地域



次に、この事件についての天領預りの問題点について考えてみたい。

1. 天領はすべて新検地条目によって延宝7年に新たに検地された。これを「新検」（延宝検地）とよぶが、「古検」（文祿検地）に比べると竿先出目（さおさきでめ）があつて、課税単位になる田畑屋敷反別がうんと増加している。さらに九か村の多くは郡山藩時代に無地高二割半増があり、そのまま「新検」となっていた。見逃がされた田畑がない状態であつた。そのかわり五公五民の原則が守られ、税率は低く生産高の半分を納入すればよいので、この点では一般私領よりも楽であつた。これに対し芝村藩領では「古検」のままで見逃がされた土地があるかわり、七ツ前後の高免である。こうしたことで天領と私藩領の農民負担の均衡は保たれているわけであつたが、この事件の九か村は「新検」であるうえ、芝村役所から標準である五割以上の高免（税率）を課せられたことによる。

葛本村宝暦2年の『皆済目録』による御物成は950.942石であるから、村高1515.74石に対し、六ツ三分取りということになる。農民が徳用でないとするゆえんで、私藩領に比し表面の免は低くみえるが、実質的には高い課税であつたといえよう。

2. 芝村騒動の背景には、享保改革による幕府の増徴政策の結果、次々と取米の上昇をもたらす手段がとられ、その上、預り所芝村藩の増税政策もきびしく、「検見の上五公五民、不作の年には作柄に依じて引下げを行なう」という「仰渡し」があつたにもかかわらず、五公五民を大きく上回る取米を徴収され村内が疲弊の極みに達しているという状況があつた。そこへ、不作の年にもかかわらず一旦引下げた銀高を改めるというやり口に箱訴に踏み切り、しかも、領主への不信感から、証拠を残すとして刈取り拒否という戦術をとつたのは、当然の成り行きであつたともいえる。
3. また、「逆も芝村御預り所ニ懸り罷有候而ハ村々亡所仕候より外無御座」と、預り所の変更を求めているのは、延享3年（1746年）高取藩預所が領民からの訴えにより変更されたことを知つてのことと考えられる。
4. しかし、寛延2年（1749年）をピークとして全国的に展開された農民闘争に対抗して幕府は、寛延3年（1750年）農民の強訴・徒党の禁令を出しており、数年の間の政治的状況の変化も悲劇を大きくしたのではなかろうか。
5. ところで、本来、有毛検見取法（けみほう）によって収量を把握し、五公五民の課税であれば、どの藩の預り所でもそれほど大きな差はないはずである。津藩預り所でも、東井戸堂村では税率六割に達していた。同じ芝村藩領でも、式上郡辻村では税率は五公五民の枠に抑えられていた。芝村藩預りの幕領がほかにいくつかあるが、高市郡内では訴訟の例は知られていない。有毛検見取法

の把握の際に、二割半増高の無地増高はどのように影響したのか検討する必要がある。
(大三輪町史・橿原市史に加筆)

(3) 芝村騒動の史跡

犠牲者をたたえる史跡は近辺に点在している。芝村騒動に関する古文書・古記録類が各地に保存されており、京都町奉行所へ出された数通の訴状や、江戸で行われた吟味覚書など史料は数多く残っている。

『吉備村・薬師寺』（きび）

吉備のほぼ中央、微高地に南面する会所寺。堂の南側西端にいろんな墓碑が並んでいるが、その中に江戸において取調べ中に牢死した吉備村の組頭だった平兵衛（へいべえ）・甚治郎（じんじろう）・平治良（へいじろう）の3名の供養の墓碑がある。

義民の石碑（高さ63.5センチ、幅31.5センチ）は正面に梵字キリーク（阿弥陀）を彫り、中央に「即往浄生信士 九月七日／即沼浄游信士 九月廿八日／釈到源信士 十月二日」、右側に「江戸而命終／施主／吉備村中」左側に「寶暦四戌天」、裏面に「俗名と毎年八月十五日休日」が彫られている。

吉備村では、以来かれらの恩徳に報いるため薬師寺の境内に石塔を刻み、毎年8月15日を休日として、冥福を祈ってきた。それも長い歳月の間に、かれらの子孫を除いて村人たちからは忘れられつつあったが、明治35年にいたり、村人が義民をたたえ、慰霊のため堂内に位牌を納め、毎年9月15日には関係家族や村人が薬師寺に集まって、読経供養を行ってきている。いまは芝村騒動犠牲者と大東亜戦争戦没者の供養祭として蓮台寺、明光寺による読経が執り行われている。

なお、吉備村からは8人が呼び出され、平兵衛（藤本）・平治良（岡橋）・甚治良（竹田）が牢死、長八（高井）・庄蔵（松井）・新五郎（森本）・又四郎（吉崎）・甚五郎（吉本）の5人が帰還した。

この生還した5人の子孫で、五家全体の系図（過去帳）を一幅の掛け軸に書きつけ、阿弥陀如来像の軸と合わせてかけて、各家持ち回りで念仏講を行っている。今では五家が途絶えて森本家、吉崎家、吉本家で供養を行っている。

吉備村の犠牲者

牢死 組頭 平治良（戒名：即往浄生信士）
牢死 組頭 甚治良（戒名：即沼浄游信士）
牢死 組頭 平兵衛（戒名：釈到源信士）



供養の墓碑



薬師寺境内

『膳夫村・念仏寺』（かしわて）

香久山の北、浄土宗念仏寺の寺門を入ってすぐ左手に遠島になり伊豆の新島で亡くなった庄屋三郎助（戒名：圓山英智）、牢死した新六（戒名：一窓浄圓）、新七（戒名：釋智喚士）を供養する一基の墓が残されています。

毎年8月24日には関係者らが集まるなか墓前で追悼法要が営まれている。



庄屋三郎助・新六・新七の墓碑



念仏寺の寺門

（墓碑）

一窓浄圓 宝曆四甲戌 四月初九日	俗名 新七	（正面）	釋智喚士 宝曆五乙亥 二月十三日	俗名 新六
		圓山英智 明和三丙戌歲 正月二十九日	（裏面）	俗名 喜多三郎助

『常盤村』（ときわ）

常盤の村社であった春日神社の一隅に「連碑」（れんぴ）と刻まれた祈念碑が残されている。



連碑の石碑

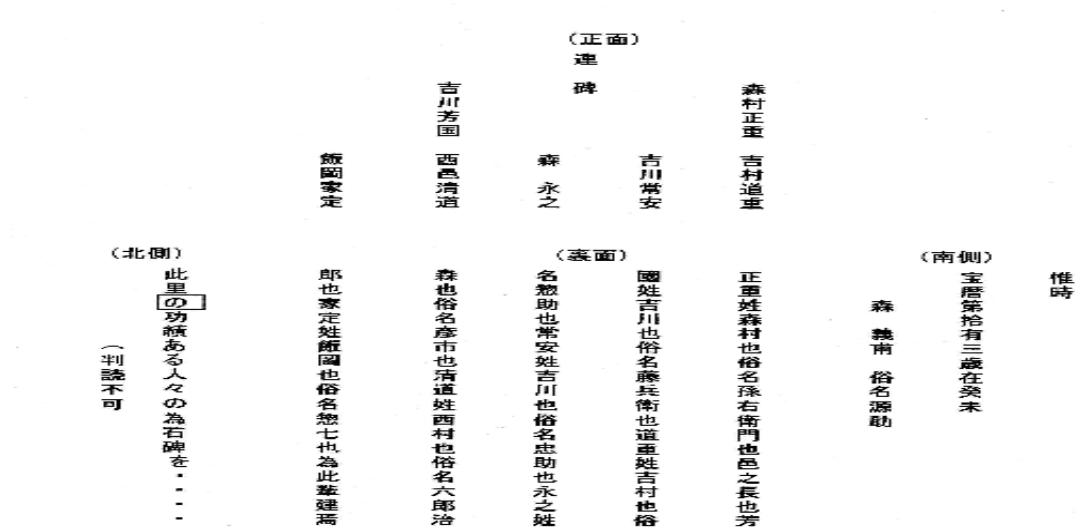


連碑（春日神社境内）

この石碑は追放になり河内の国分の大庄屋東野勘兵衛方に身を寄せていて、10年後に帰村した年寄源助さん（森源治郎氏のご先祖）が建てたものです。毎年3月15日には常盤町自治会が中心となり、犠牲者の子孫らが集まって連碑祭が営まれている。騒動の首謀者として死罪となった彦市をはじめ8人の犠牲者（孫右衛門、藤兵衛、惣助、忠助、彦市、六郎治郎、惣七、源助）の名前を確認することができる。

常盤村の犠牲者

牢死	庄屋	孫右衛門	死罪(牢死)在郷商人	彦市
牢死	年寄	藤兵衛	追放	年寄
牢死	百姓代	六郎治郎	追放	組頭
牢死	子百姓	惣七	追放	組頭
				忠助



『葛本村・浄教寺』（くずもと）

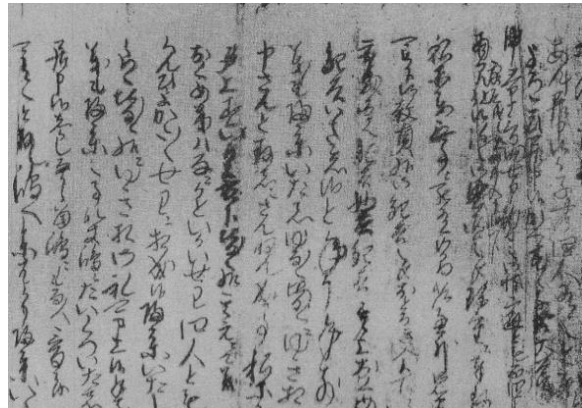
葛本町にある浄土真宗興正派の寺で、本堂内左側に厨子入りの義民位牌を祀る。毎年5月8日（昔は4月8日）に関係者相寄り法要が営まれている。これは騒動の中心となった葛本村庄屋藤本小左衛門をはじめ7人の位牌と藤本重右衛門（小左衛門の子）によって「位牌由来記」にまとめられ、位牌に納められている。毎年5月8日には芝村騒動を学ぶ勉強会も開かれている。

葛本村の犠牲者

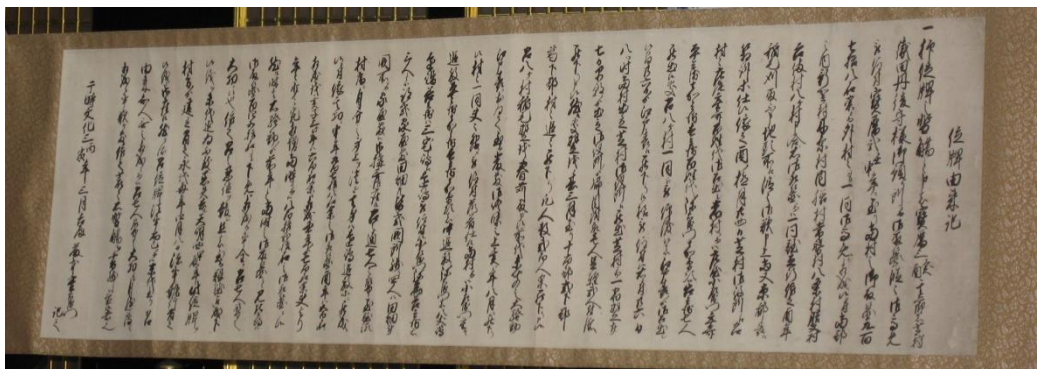
遠島（八丈島）	皆式闕所	百姓代	弥右衛門
遠島（三宅島）	皆式闕所	百姓代	善兵衛
重追放	皆式闕所	庄屋	小左衛門
中追放	田畑闕所	年寄	平兵衛
中追放	田畑闕所	年寄	嘉兵衛
中追放	田畑闕所	年寄	太兵衛
中追放	田畑闕所	百姓代	嘉平次



七人衆位牌（浄教寺所蔵）



八丈島から送られてきた弥右衛門の書状
（秋山家所蔵）



位牌由来記（浄教寺所蔵）

『八条村』（はっちょう）

八条村（現在 田原本町千代）春日神社鳥居の近くに「孝子庄右衛門誕生地」の石碑があります。これは芝村騒動で遠島の罪で伊豆の新島に流され、失明した年寄与重郎に孝養を尽した長子庄右衛門の美談の話しを後世に伝えるために、昭和30年に田原本町八条の高齢者たちで組織する尚齒会が庄右衛門の生誕地に記念碑を建立しました。

与重郎の長男庄右衛門は父不在の後、妻祖母と三人の弟妹を養い、一家を支えていたが、父遠島後14年を経た明和5年たまたま訪ねてきた遠江国豊田郡柴田村の権八という者から新島の父の話を聞かされた。権八もこの島に流されていたが赦免せられ、西国順礼の旅に出た途次、共に暮らした父与重郎の事を知らせてくれたのである。与重郎は遠く離れた島で千辛万苦し、しかも唯一の友人膳夫村の三郎助もその地で果て、孤独の身となっていたのである。

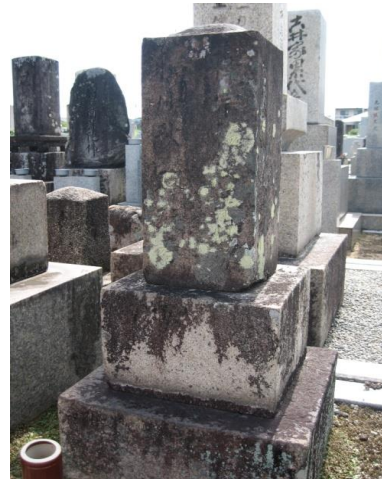
庄右衛門には妻もあり、子もあったが、栄養失調がもとで失明し、不自由な生活をして人の世話になっている父をそのままにはしておけないと江戸表へ願い出、遂に庄右衛門は新島にいる父を訪う事を許された。

かくして明和6年（1769年）3月21日、庄右衛門は15年後にして小さな藁屋にうずくまっていた盲目の父与重郎に再会したのである。庄右衛門は父を介抱するとともに島の農業にも進んで力を注ぎました。その姿に幕府は感銘を受け、安永7年10月（1778年）に特赦され、与重郎は24年ぶり、庄右衛門は10年ぶりで郷里八条に帰ることができたのである。かくして庄右衛門の名は天下に賞賛せられることになった。

与重郎、庄右衛門親子の墓は近くの浄土宗極楽寺（八条墓地）にあり、正面には「釋宗祐（俗名与重郎）以下四名の戒名」を刻んだ一基の墓が立っている。左側には「施主三輪山口平兵衛」、右側には「寛政二戌十月廿九日」と刻んでいる。



庄右衛門誕生地の石碑（春日神社）



八条墓地（極楽寺）

『葛下郡中村』（なか）

一揆を指導し、江戸でなくなった葛下郡中村の庄屋久兵衛の辞世の歌が残されています。

「卯の花を 紅に染めて われゆかん 友草はぐむ 露となれかし」

参考文献

「大三輪町史」、「橿原市史」、「桜井市史」
浄教寺発行「芝村騒動を探る」、「大和人物誌」